

大阪府循環型社会形成推進条例【現行】 関連条文

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九 (略)

十 産業廃棄物処理基準等 廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準及び廃棄物処理法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準をいう。

十一 産業廃棄物の不適正な処理 廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準及び同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準(廃棄物処理法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物にあっては、廃棄物処理法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び同条第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬及び処分をいう。

(廃棄物処理法に基づく勧告に従わない者等の公表)

第五十四条 知事は、廃棄物処理法第十二条の六の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、廃棄物処理法第九条の二第一項、第九条の三第三項若しくは第九項、第十五条の二の六又は第十九条の三の規定による命令(第九条の二第一項、第九条の三第九項及び第十五条の二の六の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。)を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

3 知事は、廃棄物処理法第九条の二第一項、第九条の二の二第一項若しくは第二項、第九条の三第九項、第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十四条の三の二第一項若しくは第二項(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十五条の二の六、第十五条の三第一項若しくは第二項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による処分(第九条の二第一項、第九条の三第九項及び第十五条の二の六の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。)をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該処分の内容を公表することができる。

4 前条第六項の規定は、前三項の規定による公表について準用する。